

## 学童保育の「従うべき基準」の堅持と早期拡充をめざす決議

2017年12月26日の「平成29(2017)年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下、設備運営基準)」の「従うべき基準」の廃止または参酌化について、「地方分権の議論の場」で検討されることが閣議決定された。私たち全国学童保育連絡協議会は、「従うべき基準」の廃止または参酌化について断固として反対し、子どもの命と安全を守る上で欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従うべき基準」(指導員の資格と配置)を堅持し、早期に拡充することを求めてきた。

私たちは、厚生労働省や内閣府に対しては要望書を提出し、「放課後児童対策に関する専門委員会」にはヒアリングの場において「従うべき基準」の堅持を訴えてきた。緊急に行った「学童保育(放課後児童健全育成事業)の『従うべき基準』を堅持することを求める」請願署名では、目標を大きく上回る20万8993筆の署名を国会に届けた。同時に、「公的責任における放課後児童クラブ(学童保育)の抜本的拡充を目指す議員連盟」と「自由民主党学童保育(放課後児童クラブ)推進議員の会」(以下、「自民党議連」)にも働きかけ、それぞれの総会の場で「従うべき基準」の堅持を訴えた。

こうした私たちの取り組みで子どもたちのいのちや安全を保障していくには「従うべき基準」は必要不可欠であるという認識が大きく広がってきた。「自民党議連」においては「放課後児童クラブの『従うべき基準』の維持を求める決議」が決議され、厚生労働大臣に申し入れが行われるなど国会での動きもつくられた。厚生労働省は、当初、2018年8月を目途に具体的な検討を行うとしていたが、2018年10月現在、結論はでていない。しかしながら、「地方分権の議論の場」における「従うべき基準」の廃止または参酌化の検討は依然として進められている。予断を許さない状況にあり、「従うべき基準」の堅持を求める取り組みを今まで以上に強めていく必要がある。

私たちは、引き続き「従うべき基準」を守る取り組みを後押しするために、地方議会や自治体から『従うべき基準』の堅持を求める意見書を提出する取り組みをすすめている。2018年10月現在、埼玉県議会、福岡県議会、岩手県議会、埼玉県東松山市などで、意見書が提出された。

「設備運営基準」では、施設の広さや規模などが「参酌」にとどまったために、市町村の学童保育に対する認識の違いによって、自治体施策の格差が生じている。「従うべき基準」を廃止または参酌化することは、全国の学童保育の質に一層格差を生み出すことになり、子どもたちの成長・発達及び安全確保に困難を強いるものである。

私たちは、この総会において確認された「子どもの命と安全を守る上で欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従うべき基準」を堅持し、早期に拡充させる取り組みをすすめます」という方針のもと、世論の理解を得るとともに、国会への請願をはじめ国、国会議員、地方議会および地方自治体に対して、あらゆる手立てを検討し、取り組みを進めていく。以上、決議する。